解散公告

当社は、平成二十七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年八月十九日

長崎県壱岐市石田町久喜触三五九番地

順栄海運有限会社

清算人　下條　庄治

解散公告（**第一回**）

当組合は平成二十七年七月三十一日をもって解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年八月十九日

東京都小平市上水本町五丁目二二番一号

ルネサスマイクロシステム労働組合

代表清算人　須之内貴孝

解散公告（**第一回**）

当法人は、平成二十七年七月三十一日岡山県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年八月十九日

岡山県倉敷市広江二丁目五番四一号

医療法人三浦医院

清算人　三浦　君枝

解散公告（**第一回**）

当法人は、平成二十七年七月三十一日岡山県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年八月十九日

岡山県倉敷市茶屋町一六四三番地の六

医療法人なかのう歯科

清算人　中納　良秀

解散公告（**第二回**）

当基金は、平成二十七年七月二十七日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年八月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年八月十九日

新潟県長岡市今朝白一丁目八番一八号

新潟県電子機械厚生年金基金

清算人　丸山　春治

解散公告（**第二回**）

当組合は、平成二十七年五月三十一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年八月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年八月十九日

広島県神石郡神石高原町階見一一一〇番地

高蓋生産森林組合

清算人　竹中　英治

解散公告（**第二回**）

当土地改良区は、平成二十七年六月十五日福岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年八月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

平成二十七年八月十九日

福岡県福岡市西区大字金武一八一の八〇番地

清算法人福岡市金武西土地改良区

清算人代表　牛尾澤太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道滝川市明神町三丁目六番、最後の住所北海道滝川市屯田町西一丁目二番八号グループホームコスモス

被相続人　亡　山﨑　のぶ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十九日

札幌市中央区南一条東六丁目一番地、事務所北海道滝川市大町一丁目八番二七号振興公社管理ビル二階

相続財産管理人　司法書士　山根　弘枝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県石岡市吉生八九番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　塚田　昇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十九日

茨城県土浦市中央一丁目一三番三号大国亀城公園ハイツ二〇四　土浦法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙島　光弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県本庄市中央一丁目四〇一五番地、最後の住所不明

被相続人　亡　森田　幸彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十九日

埼玉県熊谷市宮町二丁目一七四番地三島山ビル二階

相続財産管理人　弁護士　井野　和幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県加須市不動岡三丁目三五番地一〇、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　羽鳥　衛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十九日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町二—三七二市野屋ビル四階　弁護士法人　阿部・楢原法律事務所　大宮西口弁護士事務所

相続財産管理人　弁護士　田村　萌木

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都千代田区西神田二丁目二番地四、最後の住所千葉県松戸市高塚新田一一五番地の七七

被相続人　亡　八谷　輝久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十九日

千葉県柏市柏二—六—七　佐山ビル三階B

弁護士法人千代田オーク法律事務所柏支所

相続財産管理人　弁護士　角田　崇彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県黒部市荻生二四〇四番地、最後の住所横浜市港南区大久保一丁目一四番一二—三〇四号

被相続人　亡　大村　尚樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十九日

事務所横浜市中区南仲通三丁目三五番地

横浜エクセレントⅢ九階

相続財産管理人　弁護士　川島　志保

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県座間市相武台一丁目四七五三番地一、最後の住所神奈川県座間市入谷四丁目二八九一番地アメニティ座間二号棟二〇一号

被相続人　亡　小松　袖子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十九日

神奈川県相模原市中央区中央二丁目一二番一五号相模中央ビル三〇二

相続財産管理人　弁護士　河野　隆之

第 13 期 決 算 公 告

平成 27 年 8 月 19 日

東京都杉並区西荻北三丁目30番11号

株式会社サプライズ

代表取締役　佐々野泰将

貸借対照表の要旨（平成27年３月31日現在）

科	目	金　額(千円)
資産の部	流動資産	1,196,779
	固定資産	19,858
	繰延資産	2,787
	合計	**1,219,425**
負債及び純資産の部	流動負債	1,006,953
	固定負債	211,521
	株主資本	949
	資本金	70,000
	利益剰余金	△69,050
	その他利益剰余金	△69,050
	(うち当期純損失)	(12,270)
	合計	**1,219,425**